

教えてマツタマン!

～第22回 羽毛ふとんの資源回収が始まります～

問合せ 環境課ごみ減量推進係 ☎0562-92-1113



太郎君: 前に物置を整理したときに、リユースできるものはリユースショップに出してリサイクルできるものはリサイクルしてだいぶスッキリしたけど、まだ残っているなあ。

マツタマン: どんなものが残っているの？

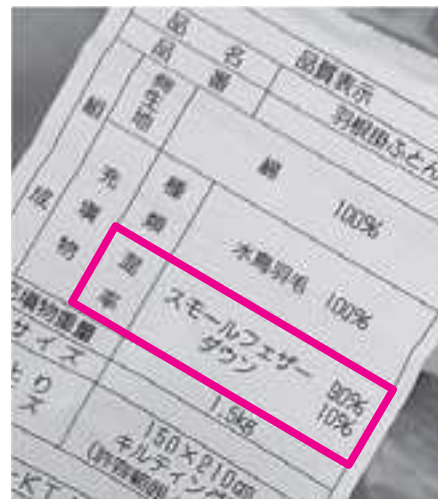
太郎君: こんなものが残っているんだ。

- ① 羽毛ふとん (ダウン50%以上)
- ② 羽根ふとん (ダウン50%未満)

① 羽毛ふとん



② 羽根ふとん



マツタマン: 太郎君、実はこの中にもまだリサイクルできるものが残っているよ。何かわかるかな？

太郎君: え！残っているのってふとんだけだけど、ふとんって燃えるごみじゃないの？

マツタマン: 実は10月1日から、羽毛ふとんが資源として回収できるようになるんだ。回収した羽毛ふとんは洗浄され、新しい羽毛製品に生まれ変わるんだよ。羽毛ふとんと羽根ふとんの出し方の違いは次の通りです。

① 羽毛ふとん（ダウン50%以上）

10月1日から、ふとんカバーを外した上で市清掃事務所に直接持ち込むことができます（ふとんカバーは市清掃事務所にて衣類・布類として出すことができます）。

② 羽根ふとん（ダウン50%未満）

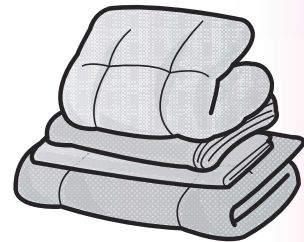
束ねる、切るなどして60cm未満になれば燃えるごみ、60cmを超える場合は粗大ごみとして出します（燃えるごみとして出す場合は指定袋に入れること。袋の口をテープでとめてもよい）。

太郎君：羽毛ふとんが資源として出せるようになったの？

マッタマン：そのとおりだよ。ちなみに、間違えやすいんだけど、羽毛ふとんはダウン50%以上で、羽根ふとんはダウン50%未満のものを指すんだ。今回資源として回収するのは**ダウン50%以上の羽毛ふとん**なので注意してね。最後に、詳細をまとめたのでこちらをご覧ください。

☆羽毛ふとんの回収が始まります！

10月1日から市清掃事務所で、羽毛ふとんを資源として無料で持ち込むことができるようになります。なお、町内の資源置場に出すことはできません。市清掃事務所への直接持ち込みのみとなります。



対象品目

ダウンの割合が50%以上の羽毛ふとん

※割合の数値は、ふとんについている品質表示のタグで確認してください。
なお、ダウンの割合が50%未満のふとんや、綿ふとん、濡れているふとんなどは、回収対象外となります。

回収時間・場所

月曜～金曜日午前9時～午後4時（祝日などの市役所閉庁日を除く）
市清掃事務所（沓掛町勅使1-13）
※回収場所へ持ち込みの際は、市清掃事務所職員へ直接お声かけください。



マッタマンからの一言

新しく羽毛ふとんの回収が始まります！ご協力をお願いします！